

日本薬局学会 研修委員会細則

第1条（目的）

研修委員会（以下「本委員会」）は、日本薬局学会の目的に沿い、以下の事項を実施することを目的とする。

1. 新しい時代に対応した薬局業務を推進し、学術的な活動を踏まえた社会貢献のできる人材育成を目指し、必要な学術的な研修のあり方や人材育成を実現する具体的な研修内容の策定に関する事項

第2条（活動内容）

本委員会は、以下の活動を行う。

1. 日本薬局学会（以下 本学会）の行う研修のあり方の検討
2. 本学会が実施する研修の企画・実行
3. 本委員会が実施する研修の年間開催予定の立案と実施
4. 本学会が行う研修内容のルール（チェックリスト）の作成と更新

附則

1. 本細則は日本薬局学会理事会の承認を得た後、施行する。
2. 細則の改廃は、委員会提案を基に理事会の承認を得ることで行う。